

家事事件・少年事件の最新動向を追う
唯一の判例雑誌

2025年

8月
刊行

家庭の 法と裁判 第57号

2025年8月刊 B5判 144頁 定価 1,980円（本体 1,800円）
978-4-8178-5028-7 商品番号：31009 略号：家判

特集

改正家族法における「子の利益」

●近時の民法改正から振り返る「子の利益」 —令和6年民法改正を中心に

石綿はる美（一橋大学大学院法学研究科准教授）

●子の監護・引渡しをめぐる紛争における 「子の利益」の考慮

砂古剛（名古屋地方裁判所判事（元東京家庭裁判所判事））

●心理学の視点からみた「子の利益」

直原康光（大阪大学大学院人間科学研究科講師）

●弁護士実務における「子の利益」

浜田真樹（弁護士）

●令和6年「民法等の一部を改正する 法律」の施行準備の状況について

太田章子（法務省民事局参事官）

倉重龍輔（法務省民事局民事法制企画官）

今村謙介（法務省民事局付）

上田博章（法務省民事局付）

解説

—主な収録内容—

◆「民法（成年後見等関係）等の改正に関する 中間試案」の取りまとめについて

◆民法等の一部を改正する法律（父母の離婚 後等の子の養育に関する見直し）に関する 「Q&A形式の解説資料（民法編）」について

法定後見制度の枠組み（第1の1(1)）に関する考え方との対応関係			
第1の1(1)において	【甲案】をとる場合	【乙1案】をとる場合	【乙2案】をとる場合
法定後見に係る審判をするための要件としての本人の同意等（第1の1(2)）	現行法の規律（後見開始の審判、保佐開始の審判及び民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について保佐人の同意を要する旨の審判においては本人の同意を要せず、保佐人に代理権を付与する旨の審判、補助開始の審判、補助人に代理権を付与する旨の審判）	【甲案】 ① 本人以外の者の請求により、[保佐を開始する旨の審判、保佐者の同意を要する旨の審判及び] 保佐者の同意を要する旨の審判を付与するには、本人の同意がなければならないものとする。ただし、本人がその意思を表示することができない場合において	【乙2案】 保護A : 保護B 【丙案】 保護Aを開始する旨の審判、保護Bを開始する旨の審判、保護者の同意を要する旨の審判；第1項に規定する行為以外の行為について付与する旨の審判；本人がした行為を付与するには、本人の取り消すことができる旨の審判及び保護の同意がなければならぬ旨の審判及び保護の同意がないものとする。前者に代理権を付与する旨の審判をするに

中間試案の理解に役立つ、「法定後見制度の枠組み（第1の1(1)）に関する考え方との対応関係」の図表を掲載！

3 家庭裁判所が親権者の指定又は変更についての判断をする際の考慮要素（新民法第819条関係）

Q10 新民法第819条第7項は、父母双方を親権者とするか、その一方を親権者とするかについて、いずれかを原則とし、他方を例外として定めているのか。
父母の一方を親権者とする旨の判断よりも、双方を親権者とする判断の方が認められやすいのか。

A この法改正は、父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが、子の利益の観点から重要であるとの理念に基づく

Q12 子が複数いる場合、単独親権か共同親権か、単独親権の場合に親権者を父母のいずれとするかは子ごとに決める事になるのか、裁判離婚の場合にも、子ごとに判断されることになるのか。

A 協議離婚と裁判離婚のいずれの場合であっても、夫婦の間に複数の未成年の子がいるときは、子ごとに親権者を決める事となる。この場合には、それぞれの子ごとに、その子の利益の観点から判断されることとなるが、きょうだいを別々の養育環境に置くことが適切かという点も、その際の考慮要素となり得る。

父母の離婚後等の子の養育に関する「Q&A形式の解説資料（民法編）」のQに通し番号を入れて掲載！

その他、実務をフォローする裁判例・連載記事が充実！

日本加除出版

営業部

TEL:03-3953-5642
FAX:03-3953-2061

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業時間：月～金（祝日除く）9:00-17:00

X (旧Twitter) @nihonkajo
www.kajo.co.jp



日本加除出版HP